

「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園桜調達育成業務委託 (その3)」に関する 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、業務実施の条件となるものではありません。

1 件名

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園桜調達育成業務委託 (その3)

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで (令和5年度)

※本業務は令和5年度から6年度の予定です。令和5年度の業務に特段の支障がない場合は令和6年度の業務を本プロポーザルの受託者に随意契約する予定です。

3 履行場所

関東地方 (東京、神奈川、埼玉、千葉、群馬、栃木、茨城)、山梨及び静岡における提案者の任意の場所とし、提案書において提示してください。なお、単一の場所に限定せず、複数箇所 (2~4か所程度) に展開しても問題ありません。

4 業務目的

本市では旧上瀬谷通信施設において、国際園芸博覧会 (以下、「園芸博」という。) の開催を令和9年に予定し、園芸博のレガシーをいかしたその後の公園の計画検討を行っています。

本業務では、公園内の並木での植栽を踏まえ、あらかじめ桜 (ソメイヨシノ) の育成を行うものです。

多くの来場者を花で魅了させるために、この時期までに大きくて花付きのよい良好な桜を育成する必要があります。ソメイヨシノの生育特性を十分に理解した上で優れた技術力を発揮し、育成管理を行うことが求められます。材料の調達から公園内への移植までのスケジュールを踏まえた育成管理を行い、桜による魅力創出の取組を進めるとともに、横浜市の顔となる美しい植栽に育成することを目指します。

5 業務概要

(1) (仮称) 旧上瀬谷通信施設公園桜調達育成業務 (その3) 概要

ア 履行場所

関東地方 (東京、神奈川、埼玉、千葉、群馬、栃木、茨城)、山梨、静岡における提案者の任意の場所とし、提案書において提示してください。なお、単一の場所に限定せず、複数箇所 (2~4か所程度) に展開しても問題ありません。

イ 育成内容

桜 (ソメイヨシノ: 規格は樹高 H6.5 以上、本数は 65 本) の育成管理を行います。なお、桜の移植は、(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園 (横浜市瀬谷区瀬谷町 7449 番 5 地先) で令和6年9月末までに実施を予定しています (掘取、運搬及び植栽は別工事にて対応)。

(2) 主な業務内容

ア 履行場所の確保、樹木の調達

※樹木の規格は調達する際に満たすべき規格となります。

イ 育成管理

6 本業務の特徴

本業務は通常の公園緑地維持管理業務委託と大きく異なる点は、大きくて花付きのよい良好な桜を育成するための品質のよい樹木の調達、樹木の調達から公園内への移植までのスケジュールを踏まえた育成を行う必要があることです。そこで次のような視点で提案を行ってください。

(1) 樹木の調達

公園内の並木を形成すべく、桜（ソメイヨシノ）の植栽を計画しています。多くの来場者を魅了させるため、品質の良い樹木を調達し、大きくて花付きのよい良好な桜に育成する必要があります。

そこで、樹勢や枝張り、根の状態、病害虫の有無等において、一般的に流通している樹木以上の品質を確保するため、調達計画について、提案を行ってください。

<提案項目>

- ・樹木の調達及び樹木選定の視点

(2) 育成方法

本業務では樹木の調達から公園内への移植までのスケジュールを踏まえた、桜（ソメイヨシノ）の育成管理を行う必要があります。そこで、スケジュールを踏まえた育成を行う場所（関東地方（東京、神奈川、埼玉、千葉、群馬、栃木、茨城）、山梨及び静岡に限る）の提案を行ってください（生産地で育成することも可能）。その上で、大きくて花付きのよい良好な桜になるように育成方法の提案を行ってください。

さらに、育成状況の確認方法についても提案を行ってください。

また、枯死または形姿不良となった場合は、当初植栽した樹木と同等、またはそれ以上の規格のものに受託者の負担において植え替えてください。

枯死、又は形姿不良の判定は、発注者と受託者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議してください。

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損又は倒木した場合の対応は、発注者との協議により決定します。

<提案項目>

- ・育成方法

7 成果品

(1) 本業務完了時の提出資料として、下記のとおり報告書の特記仕様書（本業務説明資料）と公園緑地等維持業務共通仕様書に基づき、履行期間完了日までに納入してください。

- ・樹木の調達から公園内への移植までのスケジュールを踏まえた、桜の育成計画案に関する資料
- ・現場作業の記録及び技術的内容に関する資料

- ・樹木の一覧表（規格が確認できるもの）、業務日誌、記録写真などの資料
- ・育成した樹木（ただし、移植は令和6年9月末までに実施を予定しています。）
- ・その他監督員との協議により必要と認めたもの

(2) 成果品はすべて横浜市に帰属するものとします。

8 その他

- (1) 業務の履行にあたっては、時期に応じた育成作業計画（除草、剪定、施肥、灌水等）を作成し、監督員と協議を行ったうえで進めます。
- (2) 樹木の調達から公園内への移植までのスケジュールを踏まえた桜の育成計画案を作成したうえで、生育状況を見極めながら、業務を進めます。
- (3) 業務上知り得た情報及び成果物について、委託者の了承を得ずにこれを使用、第三者への提供又は公表はできません。
- (4) この仕様に定めのない事項、又は疑義が生じた場合の解釈については、両者協議の上、決定します。